

徳島県新商品お試し購入強化事業に係る
新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を知事が認定（以下「事業者認定」という。）すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 新商品

この要綱において「新商品」とは、申請時において販売を開始してから5年以内の商品をいう。

(2) 県内企業

この要綱において「県内企業」とは、徳島県内に本社または主力工場若しくは開発拠点を有する企業をいう。

(3) 大企業

中小企業基本法（昭和32年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業をいう。

(認定対象者)

第3条 本要綱に基づく認定を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内企業であること。

(2) 大企業については、徳島県内に生産拠点または開発拠点を有し、新商品の生産・開発に伴い、1名以上の県内新規雇用を行う者であること。

(3) 別表に掲げる「対象となる者」のうちいずれかの者であること。

(申請方法)

第4条 本要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新事業分野開拓の実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、新商品の生産による新事業分野開拓者認定申請書（様式1号）を、知事に申請するものとする。

(事業者の認定及び審査会)

第5条 知事は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該実施計画を実施しようとする者を新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定するものとする。

(1) 当該実施計画に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品と同一の範疇

に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(2) 当該実施計画に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

(3) 新商品の生産及び販売の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。

(4) 当該実施計画に係る新商品が、県への納入実績がなく、県の機関において購入が見込まれるものであること。

2 知事は、前項の規定により申請者認定の可否を決定するときは、必要な事項を審査するための審査会を設置し、その意見を聞くものとする。

3 審査会の設置については別に定める。

4 知事は、第1項の規定により申請者を認定した場合には、申請者に対して新事業分野開拓者認定通知書（様式第2号）により通知する。また、認定されなかった場合には、新事業分野開拓者審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

5 第1項で定める認定の期間は、認定日から起算して2年を経過した日までとする。

（実施計画の変更）

第6条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、実施計画を変更しようとするときは、知事に新事業分野開拓実施計画変更承認申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、第1項の申請があった場合において、変更後の実施計画が第5条第1項に規定する要件に適合するものであると認めるときは、当該実施計画の変更を承認する。

3 前項の規定により当該実施計画の変更を承認し、又は承認しないことを決定するときは、第5条第2項の規定を準用する。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

4 知事は、第2項の規定により当該実施計画の変更を承認し、又は承認しないことを決定したときは、その旨を新事業分野開拓実施計画変更承認申請結果通知書（様式第5号）により、認定事業者に通知する。

（実施計画の中止）

第7条 認定事業者は、認定期間中に実施計画に係る事業を中止したときは、新事業分野開拓実施計画に係る事業の中止届（様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第8条 知事は、認定事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。

(1) 実施計画（第6条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していない場合

(2) 第3条に規定する認定対象者に該当しなくなった場合

(3) 虚偽の申請により認定を受けた場合

(4) 知的財産権に関し、特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合

(5) 前各号のほか、この要綱に定める事項に反し、又は知事の指示に従わなかった場合

2 知事は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、新事業分野開拓者認定取消通知書（様式第7号）により、その旨を当該認定事業者に通知する。

3 第1項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は当該事業者の負担とする。

(報告及び調査)

第9条 知事は、必要があるときは、認定事業者に対して、実施計画の実施状況等について報告を求めることができる。

(庶務)

第10条 本要綱に関する庶務は、企業支援課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。